

## 14. 医療法人 深見十全会

- 所在地 西尾市
- 業種 医療・介護
- 従業員数（H25.8.31現在） 男性32人、女性128人



### 1. 認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の内容

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

#### 1. 計画期間

平成22年2月22日から平成24年6月30日までの約2年4ヶ月間

#### 2. 内容

目標 所定外労働の削減のための措置の実施  
(ノー残業デーの導入)

#### <対策>

- ・平成22年2月～ 1ヶ月の仕事の流れを各部門ごとに調査
- ・平成22年3月～ 調査データをもとに、ノー残業デーを決定
- ・平成22年4月～ 掲示および全体会議にて周知  
ノー残業デー当日、館内放送を行う

### 2. 計画期間中の育児休業等取得者数（男女別内訳）

男性1人（看護休暇取得） 女性13人

### 3. 認定マークの活用事例（初めて認定を受けた企業においては活用予定事例）

ホームページ・名刺等に印表示をし、両立支援への取組みを広くアピールします。

## トップから一言

理事長 深見 正明 氏

当法人は、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む中、子育て中の職員に対し企業として出来る限りのフォローをしたいと考えました。職員が、仕事に対する使命感と子どもへの愛情との間で悩む事の無いよう、職員それぞれの時期とタイミングで育児休業取得・復帰や短時間勤務が行えるようにしています。今後も、職員の皆さんが働きやすい職場となるよう取り組んでまいります。

## 両立支援の取組

### ・法を上回る年次有給休暇の付与

年次有給休暇の取得がしやすいように様式を変更。事務の効率化のため基準日を統一。基準日統一の際、勤続年数を繰上げし、法を上回る日数を付与。職員へ広く周知を行い取得者数・取得日数が増加した。

### ・育児休業制度について周知・相談の実施

妊娠中の職員に、育児休業や産前産後休暇について、出産予定日から実際の日を明示して説明。有給休暇の残日数を考慮し無理のない勤務などの相談と対応。育児休業中の代替要員等、勤務体制の見直し。

各部署の責任者に対し、母性保護法や関係制度についての勉強会を実施。

### ・ノー残業デーの実施

毎月15日はノー残業デー。ノー残業デーを設けたことで、職員への意識付けとなり、全体として残業時間が減少した。

## 男性看護休暇取得者からの一言 介護福祉士 小柳 裕幸 氏

子どもは突然ケガをしたり病気になったりします。そんな時この制度を利用し、安心して子どもの世話が出来たことがとてもありがたかったです。子どもを持つ親として、子育てに対する不安を少しでも取り除いてくれる制度だと僕は思います。

(注) 従業員数が300人以下の一般事業主の特例により、計画期間内に子の看護休暇を取得した男性従業員がいる場合にも認定基準5「計画期間において、男性従業員のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること」を満たしているとされます。